

福祉関連計画の改訂に伴うパブリックコメントの実施について

1 計画（素案）名

- (1) 第3次潮来市地域福祉・第3期地域福祉活動計画
- (2) 第4次潮来市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
- (3) 潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

貴重なご意見をお待ちしております！！



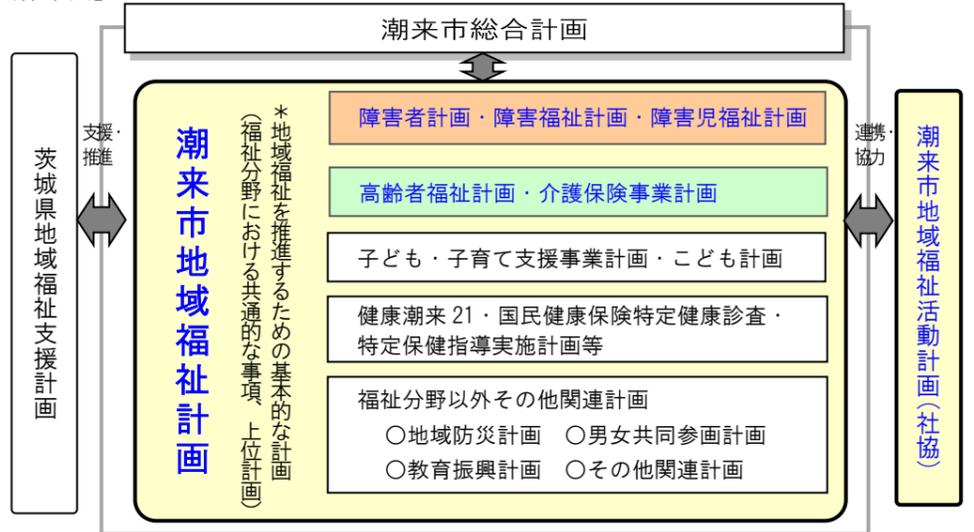
2 計画の策定について

潮来市では、令和6年3月に福祉に関する3つの計画（地域福祉・障害者（児）・高齢者）の計画期間が満了を迎えることから、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、令和6年4月以降の計画改訂を進めてきました。この度、計画素案について、市民の皆様方からご意見等をいただくため、パブリックコメントを実施いたします。

【計画期間】

区分	年度	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第3次地域福祉計画（市） （6年間）		←					→
第3期地域福祉活動計画（社協） （3年間）		←					→
第4次障害者計画（市） （6年間）		←					→
第7期障害福祉計画（市） （3年間）		←					→
第3期障害児福祉計画（市） （3年間）		←					→
高齢者福祉計画（市） （3年間）		←					→
介護保険事業計画【第9期】（市） （3年間）		←					→

【計画体系図】



3 計画（素案）の概要

(1) 地域福祉・地域福祉活動計画

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法に規定する「市町村地域福祉計画」として策定します。本市の福祉関連計画の上位計画として福祉施策の方針を示し、福祉課題を共有して、誰もが安心して笑顔で暮らせる地域共生社会の実現に向けて取り組むものです。
- 「地域福祉活動計画」は、公共性・公益性の高い地域福祉推進の中核的組織として位置付けられる「社会福祉協議会（社協）」の役割として策定し、市と連携・協力しながら取り組むものです。

(2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 「障害者計画」は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定めるものです。
- 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」として策定し、生活支援サービスの実施計画としても位置付け、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量と提供体制について定めるものです。
- 「障害児福祉計画」は、児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定し、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定め、障害福祉計画と一体で作成しています。

(3) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

- 「高齢者福祉計画」は、老人福祉法に規定する計画です。すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域福祉計画など関連する計画と調和を保ちながら策定するものです。
- 「介護保険事業計画」は、介護保険法に規定する計画です。介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後3年間の必要な介護サービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤を整備するものです。

基本理念《私が変わる！まちが変わる！ みんなが支える 潮来の福祉》

～笑顔で暮らせるまちづくり～

《基本目標1》 気づいて しあわせ 私の笑顔

- 1 福祉の制度や仕組みを知ろう
- 2 困っている人や福祉に目を向けよう

《基本目標2》 つないで しあわせ みんなの笑顔

- 1 誰もが相談できるようにしよう
- 2 誰もが生きがいをもって生活を送ろう

《基本目標3》 支えて しあわせ 笑顔のあるまちづくり

- 1 自分らしく暮らせるまちにしよう
- 2 安心・安全に暮らせるまちにしよう

基本理念《みんな“笑顔”でともに生きる潮来》

《基本目標1》 みんなで気づいて分かり合えるまちづくり

- 1 障がい福祉の制度や仕組みを知ろう
- 2 障がいのある人の社会参加を進めよう

《基本目標2》 みんなとつながって拓がるまちづくり

- 1 相談支援体制を充実しよう
- 2 障がいのある人の生活支援を充実しよう
- 3 障がいのある人の雇用環境を整えよう
- 4 保育・療育、教育環境を充実しよう

《基本目標3》 みんなが支え合って暮らせるまちづくり

- 1 障がいのある人の生きがいづくりを支援しよう
- 2 福祉のまちづくりを進めよう
- 3 保健・医療体制を充実しよう
- 4 安心・安全な暮らしを確保しよう

基本理念《笑顔で安心して暮らせる 潮来》

《基本目標1》 健康づくり・介護予防の推進

- 1 高齢者の健康づくりや社会参加を進めよう
- 2 保健事業と介護予防事業を一体的に進めよう

《基本目標2》 安心して暮らせるサービス基盤の確保

- 1 介護サービス基盤を充実しよう（介護保険サービス）
- 2 介護サービス提供体制を充実しよう
- 3 生活支援サービスを充実しよう

《基本目標3》 尊厳のある暮らしの形成

- 1 認知症高齢者の支援を充実しよう
- 2 高齢者虐待防止対策を充実しよう

《基本目標4》 笑顔で暮らせる福祉のまちづくり

- 1 地域包括ケア体制を充実しよう
- 2 福祉のまちづくりを進めよう

4 計画の推進と評価

- 地域福祉計画策定委員会において、本市の各福祉計画の関連施策の確認・点検を行いながら地域福祉を着実に推進していきます。
- 障がい者福祉の推進に関しては、地域自立支援協議会及び各部会の運営を充実させていきます。
- 高齢者福祉の推進に関しては、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービスの運営に関する委員会等を軸に事業を充実させていきます。

【推進体制図】

